第4回大月市土地開発公社経営検討委員会 会議録

日時 平成24年8月28日(火)午後3時 場所 市役所3階 第3·第5委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

みなさん、こんにちは。暑い中、今日もお集まりいただき、ありがとうございます。 今日は、第4回目ということで、全部で5回を予定しておりますが、そろそろまとめ の検討に入っていきたいと思いますので、今日もぜひよろしくお願いします。今日は、 委員が1名欠席ということで、4人で検討をさせて頂きます。

2週間ほど前に、日本経済新聞の一面に横浜市が1,500億円の大きな負債を抱えている公社を解散するという記事がありました。大月市の場合には、25億円程度と規模は違いますが、今、我々が検討しているテーマは、財政に関わる大きなテーマとなるのではないかなと思います。そのようなことも感じながら、今日も議論を深めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

3 議事

大月市土地開発公社経営検討委員会設置要領第6条により、佐藤委員長が議長となる。

議長 それでは、今日の議事について、確認させて頂こうと思うのですが、その前に事務局からお配りしている資料の確認をさせてください。まず、次第があるかと思います。そして、A3で1枚の資料1とA4の3枚で資料2、A4の1枚で資料3があると思います。また、事前に前回の会議録が配られているかと思います。

今日の予定を次第で確認させて頂きます。議事のところを見てください。全部で6テーマがあります。(1)が前回の検討委員会の報告についてですが、前回、7月10日実施ということで1ヶ月半ぐらい経過しているので、再確認をしていきたいと思います。そして、それを踏まえて、(2)大月市の財政状況について、大月市全体の財政状況の中で公社が解散したほうがいいのか、存続したほうがいいのかということを検討していきたいと思います。次に(3)として、大月市の事業計画、今後の事業計画を確認した上で、公社の存続についての検討を加えていきたいと思います。そして、(1)、(2)、(3)を通じて、それぞれ3点の確認を行った上で、(4)、(5)で公社の今後について、この検討委員会の結論に直結するようなものですが、そこを検討するということになっています。

- (1) 第3回経営検討委員会に関する報告について
 - ① 第3回経営検討委員会の会議録について

事務局 会議録の説明

議長 事務局からの説明について、質問・意見はありますでしょうか。 (委員からの質問・意見 特になし)

議長 ないようですので、次に進みます。

② 資料1 保有資産の適正な管理又は処分方法等について

事務局 (資料1)の説明

議長 事務局からの説明について、質問・意見はありますでしょうか。

委員 4つの資産のうち、教員宿舎建設用地、岩殿ニュータウンの2つについて、できれば、民間に早く売却したほうがいいだろうという議論であったと思います。そうは言ってもなかなか売れないという現状があるのですが、その際に公社が解散した場合は、当面、市が保有するということだと思うのですが、そういう観点から公社が持っている意義も他の2つの資産同様に積極的な意義は見出せない理解であると思いますがよろしいでしょうか。そういった意味では、公的利用、公的保有いずれにしても市が持っても、公社が持っていても、公社が持っている意義はないと、特別なメリットがあるわけではないという確認がなされたかと思います。

議長 他に質問・意見はありますでしょうか。 (委員からの質問・意見 特になし)

議長 ないようですので、次の議事に進みます。

- (2) 大月市の財政状況について
- (3) 大月市の事業計画について

議長 (2)、(3)については、続けてご説明をして頂きたいと思います。

事務局 大月市の財政状況及び事業計画についての説明

議長 (2)、(3)の説明について、質問・意見はありますでしょうか。

委員 確認なのですが、現在のところの事業計画では、公社が存続して何か役割 を持って、携わるというような説明がなかったのですが、そのような認識 でよろしいでしょうか。

事務局 はい。市の長期計画の中で、公社が先行取得するような事業は、現状では ないということです。

委員 前回の委員会の中でも、公社の解散の議論が遅かったのではないかという 意見も出ていたものですから、実際に事業計画の中に役割がなければ、今 後の方向性は出ているのかなという思いがあった。ただし、市の財政状況 をこうやって見ますと、かなり大変ですかね。将来負担比率が他市に比べ、

突出して高い原因は、何なのでしょうか。

- 事務局 大月市の将来負担比率が高い要因として、土地開発公社の負債もあるのですが、まず、水道関係として、上水道関係でかなり高いポイントとなっており、その他にも下水道関係があります。具体的な数字を申し上げますと大月市と上野原市で行っている水道企業団による給水事業の負債の中で将来、当市が負担していかなければならない実質的な将来負担比率は、この185ポイントの中の23ポイントを占めております。また、ダム建設を含めた上水道整備の際に一般会計から出資しており、これが37ポイントを占めております。それらを合計すると60ポイントぐらいになっております。さらに下水道関係で供用開始になってから料金収入が少なく、一般会計から補てんしており、こちらも30ポイントぐらいを占めております。上下水道を合計すると90ポイント以上は、この部分でカウントしているような状況です。土地開発公社の部分については、約35ポイントを占めており、これらが積み上がって県内で突出したような形になってしまっております。このような状況、特記すべき部分だと、私どもは、分析しております。
- 委員 土地開発公社の現状の市からの補助金というのは、資料2の3ページにある一般会計の歳出の補助費等のところに含まれているのですか。
- 事務局 ご質問のとおりで、歳出の補助費等の中に含まれています。
- 委員 では、第三セクター等改革推進債が発行された場合、歳入のどの部分に入 るのでしょうか。
- 事務局 市が第三セクター等改革推進債を借りるということになりますので、歳入 としては市債に入り、公社に対する補助費等として、歳入歳出が計上され るという予定であります。
- 委員 資料2の5ページにある実質公債費比率と将来負担比率の推移見込みで、 それぞれの折れ線グラフがあるのですが、一部連動していないように見られます。例えば、実質公債費比率が上がって、将来負担比率が減っているというようなところですが、この連動の仕方を説明していただきたい。また、将来負担比率のグラフの「継続」という項目は、どのような意味を指しているのかも教えていただきたい。
- 議長 資料2の5ページの見方を私もちょっとわからないところがあるので、説明して頂ければと思います。
- 事務局 まず、実質公債費比率と将来負担比率とありますが、各々、実線の部分が 第三セクター等改革推進債を借り入れしない場合となっており、長い線の 点線は借入をして10年で返済した場合、短い線の点線は15年で返済し た場合、点線は20年で返済した場合のシミュレーションを示しておりま す。その中で、実質公債費比率と将来負担比率の関係についてであります が、基本的に実質公債費比率は、公債費を返す単年の償還金の部分でござ

います。将来負担比率は、あくまでも将来にわたる負担の推移ということ で、若干、捉える部分が違いますので、全く同じ動きをするということで はありません。実質公債費比率につきましては、参考資料の③のところに 記載しておりますが、単年度における借入金返済額の標準財政規模に対す る比率の3ヶ年平均となっています。また、④の将来負担比率につきまし ては、将来負担する可能性がある負債をすべて積み上げたものの標準財政 規模に対する比率という考え方になります。ですので、まるっきり全体が リンクしている訳ではなく、将来負担比率につきましては、公社の借り入 れについても市が債務保証をしておりますので、将来的に支払う可能性あ るいは義務があるといったそういう性格のもので、水道企業団についても 借入金が例えば、全体で100億円あったとしても、水道企業団は公営企 業が行う企業会計ですのでこれをこの借入金全て市が負担するというわけ ではなく料金収入等でやり繰りをしていくわけですが、市が補助等をして いかなければならない部分もあり、これら将来負担する可能性がある負債 として考えておかなければならないということで、この将来負担比率とい う指標が設定されています。それとあと、将来負担比率については、職員 の退職金の部分も将来、負担が出てくるということで、平成23年度につ いては、対象者全員が退職した場合にいくらになるかを積算して入れてあ るので、全く動きが同じになるという性格のものではないということをご 理解して頂きたいと思います。

議長 私の理解が間違っていれば、訂正をしていただきたいのですが、まず、実線と点線の違いというのは、実線は上の表も下の表も第三セクター等改革 推進債を使わない、いわゆる公社を存続させる場合のシミュレーションと いうことでいいですよね。

事務局 そうです。

議長 上の表の実質公債費比率は、短期的な安全性みたいなもので、かつ、外部 団体を含まない市の安全性の指標という大雑把な理解でよろしいでしょう か。

事務局 実質公債費比率は、市の安全性と言いますか、18%が起債許可団体のラインになっています。例えば、返済期間を10年とした場合、1年あたりの償還金の額が大きくなるので、その部分が標準財政規模に対して率が上がっていくということになり、18%を超え起債の許可団体とはなりますが、18%を超えても通常の起債の返済計画、起債計画を作れば、通常の起債の借入はできますので、財政運営上、支障は出てこないと考えています。

議長 実質公債費比率のグラフで、平成25年度から平成35年度ごろまで、実 線部分の方が低くなっている理由というのは、市の財政だけを見たときに 第三セクター等改革推進債を借り入れた場合、返済金があるから、点線の 方が比率が高くなっているという見方でよろしいでしょうか。

事務局 そういう考え方でいいかと思います。

委員 ただし、ちゃんと返済をしていくので25億円の借金がそれぞれ10年後、 15年後、20年後、第三セクター等改革推進債を使ったときには、償還 されるということですので、公社が存続した場合には低いけれども、第三 セクター等改革推進債を使ったときには、高くなってしまうということで すね。

事務局 そういうことになります。ですから、実線の場合は、公社の借金が残っているということになります。継続した場合をシミュレーションした条件を 5ページの一番下の欄に示していますが、ゆりケ丘修復関連の借入金は5 か年で返済するが、他の債務17億円についてはそのまま残るという想定でシミュレーションしておりますので、将来負担比率のグラフの実線のところで、平成45年度になっても将来負担比率が下がらない状況になります。よって、このグラフから、平成45年度において、起債を起こした方が将来負担比率は改善されるということが見込まれています。先ほど、将来負担比率に占める公社の負債の割合が35ポイントぐらいということを説明させてもらいましたが、グラフの最終年度、平成45年度のところを見ますとおよそ30ポイントは違っておりますので、実線の場合は、これがずっと残るというようなイメージになるかと思います。

委員 要は、土地開発公社の借金を先延ばしするか、しっかり処理するのかという問題であって、将来負担比率などは総務省が示した指標であって勉強してもよくわからないものである。解散を前提にするのであればしっかりと借入金を整理して、どのみち大月市は全額連帯保証してしまっているので、ここで整理した方がよいということになると思う。財政状況からも将来的には固定資産税も減るし、働き手も減るので市県民税も減るだろうし、地方交付税とか詳しい仕組みは、わかりませんが、国の動向により増えたり、減ったりするという安定的なものではないということであれば、先延ばしすればするほど困難になっていくので、第三セクター等改革推進債を活用してここでしっかり整理した方が良いと思う。

議長 他にこの表の理解ということも含めて何か質問がありますか。

委員 処分すれば、5ページの下に書いてあるように、将来負担比率は減るということでよろしいですか。

事務局 そうですね。

委員 このシミュレーションは、土地が売却できなかった場合を前提としている ので、土地が売却できた場合は繰り上げ償還ができたりするということで よろしいですね。市が資産を保有しているということを前提としている訳 ですね。

事務局 そうです。

- 委員 第三セクター等改革推進債を使った方がいいかなと思うのですが、上の実質公債費比率のグラフを見ると10年、15年、20年いずれも18%を超えるのですが、18%を超えると許可団体になるという記述が資料の中にあったのですが、許可団体になると何か影響が出てくるのでしょうか。
- 事務局 先ほども少し触れましたけれども、18%を超えると起債許可団体ということになり、国、県から指導があり、特に公債費の適正化計画というものを作り、知事へ提出する必要が生じますが、これにより借り入れの制限がされるというものではございません。今後の市債発行に係る方針等、適正管理をした中で、財政運営を図るということになります。それが25%を超えますと借り入れに対して、支障が出てくる部分がございますけれども、現状の中で十分に留意をしながら、財政の健全化に努めていくということになっております。
- 委員 そうすれば、財政の担当者の判断として、このシミュレーションであれば、 決して安心できることではないかと思いますが、第三セクター等改革推進 債を適用することについて、大丈夫だと判断しているということでよろし いですか。
- 事務局 そこに返済期間を何年にするかという問題はありますが、なんとかやって いけるだろうと考えております。
- 委員 財政の担当者としては、返済期間が10年だと実質公債費比率も20%を超えて、22%近くまでなっていくので、15年または20年の返済期間としたいということでしょうか。

事務局 そのように考えています。

委員 財政上のメリットとして、第三セクター等改革推進債を使った場合、借金 を返すということが前提になっていくのですが、市の財政としては、公社 に補助金として払っていた金利負担が毎年、減っていき、最終的には10 年、15年先には、0になっていくという理解でよろしいですね。

事務局 はい、そうです。

委員 現在、利息はどの程度、あるのでしょうか。 5,000万円ぐらいだった でしょうか。

事務局 はい、そうです。

委員 その利息も第三セクター等改革推進債だと金利が低くなるので、支出を抑 えることができるということですかね。

事務局 公社の借り入れにつきましては、全部、同じ利率ではございませんので、一概にはなかなか言えませんが、私どもが借りているのは、平成23年度の状況では、一番低い利率で0.7%、最大では2.675%というものもあり、公社が払っている借入利息は、5,490万円程となっています。公社は、平成21年度では7,900万円程度、22年度は7,200万円程度となっていますが、23年度は公社の保有地を処分したことと市か

ら補助を受けながら、元金を償還したこともあって減っております。市が 第三セクター等改革推進債を借りるとなると、おそらく利率は、低くなる のではないかと想定しております。第三セクター等改革推進債を借り入れ しますと特別交付税の措置制度があります。計算式としては、借入残高か ら標準財政規模の10%を引いたものの利率の1/2となっています。仮 に23億円借りますと、当市の標準財政規模が82億円程度ですので、2 3億円から8億円を引いた15億円の利息の半分を特別交付税に算入され るということになるようです。実際に具体的に計算してみますと利息の1 /3程度は、特別交付税に算入される見込みとなっております。ですから、 その分は、若干、助かるのではないかと考えております。

委員 今の特別交付税の制度、利息の補てんというようなものでしょうか、これ の期間は、どのくらいでしょうか。例えば、返済期間が20年であれば、20年間、制度が継続するのでしょうか。

事務局 国の制度ですので、わかりませんが、今のところ、私どもは、そのように 見込んでおります。

議長 他に質問・意見はありますか。 (委員からの質問・意見 特になし)

議長 では、市の財政状況と事業計画について、話がありました。財政状況から 考えると第三セクター等改革推進債をこのタイミングで使った方がいいの ではないかという感じを受けました。また、市の事業計画を考えると、用 地を先行取得するような事業計画は今のところないということで公社を活 用するということは、少し考えにくいというような話があったかと思いま す。かつ駅前周辺の事業についても白紙ということですので、今、保有し ている土地との連携強化も考えづらくなったかと思います。こんな状況を 踏まえまして、次の議案に移りたいと思います。

(4) 公社の存在意義・在り方について

議長 ちょうど1時間ほど経ったところですが、議案の(3)までは終了しました。次に議案の(4)ですが、「公社の存在意義・在り方について」ということになります。この検討委員会の結論に直結するようなところになるわけですが、特に資料はないということでよろしいですか。

事務局 はい、そうです。

議長 では、公社の存在意義と在り方について、それぞれの4つの資産の在り方について、検討をさせて頂きました。そして、財政の状況で公社をどのようにしていったら良いかということをシミュレーションにより確認させてもらいました。また、大雑把な確認かもしれませんが、事業計画についての中で公社の存在を検証するような情報を頂きました。これら3つの観点から公社の存在意義・在り方について、議論していきたいと思うのですが、

公社を存続していくべきか、それとも解散した方がいいのか、いかがでしょうか。それぞれの委員さんから意見を頂ければと思います。

- 委員 先ほどの財政状況を確認させて頂いて、第三セクター等改革推進債を利用しなければというところだと思います。そして、公社の存在自体は役目を終えたと考えていいのではないしょうか、解散でと私は思います。先ほど、市からも話がありましたが、第三セクター等改革推進債を借りた場合をシミュレーションした場合、何とか大丈夫であるということを伺いましたので、公社の保有地を市へ引き継いでいけばいいのかなと思います。
- 議長 今の委員の意見は、公社の役割は終わったと、公社を解散してもその影響 はないだろうと、かつ、第三セクター等改革推進債を今使って、財政の健 全化に励んでいくべきだろうと、そのような意見だったと思います。 他の委員の意見はいかがでしょうか。
- 委員 私も、事業計画の中で公社が公共用地の取得の計画がないということで、もうその時点で存在の必要がないと思いますし、現在、保有している資産を市に引き継ぐことができるのであれば、公社がなくてもと思います。また、シミュレーションにおいても将来負担比率も下がっておりますし、第三セクター等改革推進債を借り入れることによって、特別交付税制度により、現状では利息の1/3程度の補てんがあるということなので、これをうまく使って、財政の健全化を図る方が大事だというように考えます。やはり公社の存続はせずに解散をした方がいいかと思います。
- 議長 2人の委員から同様の意見を頂けたかと思いますが、他の委員の意見はい かがでしょうか。
- 委員 前回、現在までに残っている土地に関して、土地開発公社が保有しておくということもないですし、市の説明からもあったように新たに土地を取得して、事業展開するということもないので、資産からみた場合には、公社を存続させる必要はないのではないかと思います。また、財政状況からみた場合、今の借入金を将来に残すのではなく、第三セクター等改革推進債を使って、処分した方が将来的にはいいのではないかと思います。以上のことから、公社は解散の方向で私はいいかと思います。
- 議長 公社を解散ということで委員から意見を頂きました。今日、欠席の委員についても今までの委員会の検討の中で公社は解散した方がいいのではないかという意見もあったかと思いますが、次回の委員会で確認をしたいと思います。私自身も今の委員の方々の意見を聴いて、財政の詳しいシミュレーションを確認した上で、早く財政の健全化を進めていくために公社を解散して、第三セクター等改革推進債を適用した方がいいだろうという意見を改めて持ちました。従いまして、委員の大枠の総意といたしまして、公社の解散かつ第三セクター等改革推進債を適用して、保有している資産については市が管理するということで結論にしたいと思いますがよろしいで

しょうか。

(委員から異議等の意見なし)

- 委員 1点だけ、確認なのですが、4つの資産が市の管理に移った時には、財政 上、時価評価をするなど、何か行うことがあるのでしょうか。
- 事務局 4つの資産については、市の普通財産ということになる予定ですので、公有財産規則に則って、処分をするということになります。処分する場合には、時価評価ということで鑑定をお願いし、鑑定価格に基づいて行うということになります。ホームページ等を使って、一般の方に処分するようになると思います。ただし、岩殿ニュータウンにつきましては、既に公開して販売しており、引き続き、販売していくわけですが、今までの鑑定価格でなかなか処分ができないということがあり、根本から見直す必要があるのではないかという意見もありましたので、市の中で協議し、販売方法や価格設定等について、検討していく必要があるのかなと思います。
- 委員 今、岩殿ニュータウンの販売の話がありましたので、質問しますが、この 資産が公社から市へ移っても公社が解散したので、営業をしないというわ けではありませんよね。きちんと営業活動を行っていくということでいい ですよね。
- 事務局 はい。そうです。岩殿ニュータウンにつきましては、岩殿ニュータウンの 自治会、管理組合等との関わりが今後もありますので、そういう状況の中 で市自体が今度は直接、そこと一緒にやるということになりますし、その 一方で、販売につきましても先ほど申しましたように販売方法を今後、検 討していきながら、なるべく早く処分するということを考えております。
- 議長 この議案(4)のところは、もう少し議論をした方がいいのかわかりませんが、結論的には、公社を解散ということでよろしいですかね。

(委員から異議等の意見なし)

事務局としていかがでしょうか。

- 事務局 事務局としては、検討委員会で出されました結論を参考にさせて頂きながら、市として、今後、公社の改革プランや解散プランを作るということになっておりますので、結論は、委員皆様方の考え方で構わないと思いますし、それを受け止めさせて頂きたいと思います。
- 議長 では、そんな結論を合意形成できたということを前提に、次の議案に移り たいと思います。

(5) 報告書骨子について

議長 報告書の骨子についてですが、この検討委員会では、最終的に市長へ今回 の結論が盛り込まれた報告書をまとめて提出することが最終的なゴールに なっております。報告書の在り方について、今日、第4回の検討委員会で 方向性を擦り合わせて、次回、第5回の検討委員会で報告書の内容につい て、確認するというようにしていきたいと思います。事務局が報告書の骨子について、たたき台を作ってくれましたので、目次レベルですが、説明をして頂ければと思います。

事務局 (資料3)の説明

議長 何か質問・意見ありますでしょうか。

事務局が用意してくれたたたき台で見ると、第1、第2のところは、既存 の資料として、出来上がっているので、それを編集するというようなイメ ージだと思うのですが、第3、第4あたりが本質的なところなのでしょう かね。

- 事務局 そうですね。いろいろな方法があるかと思いますが、私どもは、第1から 第5まで、他の市町村の報告書を参考にする中で、順番に委員会について、 役割、現状、在り方、最後にまとめというような形で、骨子を示させて頂きました。これに肉づけさせて頂いたものを次回、お出ししたいと考えております。ただ、順番につきまして、まとめを一番初めに持ってくる方法もあろうかと思いますので、その辺のところは、委員の皆さんで議論して頂ければ、ありがたいなと思います。
- 委員 目次レベルの中で、「第3 土地開発公社の現状について」の中に「経営健全化に向けた取り組み」というものがあります。最終的にまとめていきますと、結論としては解散の方向ということになりますので、もし、第3のところで、経営健全化に向けた取り組みを記載してしまいますと、書き方にもよるのですが、最終的に解散につながるかどうかという問題があるかなと思います。この資料だけですと、そのような印象を受けています。できれば、経営健全化というのは、解散して、市の管理に移った段階で、先ほどの資料1の様々な意見が出ていますので、全体的にアイデアとしてまとめたらどうかと思います。
- 委員 これからの資産の処分について、私もそれは賛成です。それを第3に入れ 込むか、別に設けるかは別の話だと思いますが。この報告書は、市長へ報 告する以外にも市民の皆さんも見ることになるのですよね。

事務局 そうです。また、議会にも報告をさせて頂きます。

委員 そうだとすれば、今後、市が引き取った場合、どのように処分をするかな どの簡単な方向性を示しておいたらどうかと思います。

事務局 当然、まとめには、そのようなことを記載していくのですが、ここで言っているのは、今まで市が経営健全化に向けて、このようなことをやってきましたが、抜本的な改革にはつながってきていないといった内容を記載することを想定しています。

委員 そうであれば、「取り組み実績」など言い方を変えた方がいいのではないか と思います。

事務局 資料に示した「保有地の状況」、「経営状況」、「経営健全化に向けた取り組

み」などの小タイトルを設けるということも考えられますが、今のところ、 そのような小タイトルを設ける予定ではありません。資料に示してあることは、各章にこのような内容を章立てするのではなく、全体的に文章で表現したいという意味で示させていただきました。先ほどの委員の意見であった今後の販売に関する意見などは、第4の個別資産からみた場合というところに、委員の皆さんの意見を記載するか、または別立てとするかを考えたいと思います。

- 委員 別立ての方がいいと思います。市が保有するということになれば、第4で はなく、まとめの中での方がいいと思います。
- 委員 第5の中に入れれば、これから市がどうするのかということがわかるため、別立ての方がわかりやすくなると思います。
- 議長 一番初めに第1章にするのか、あるいは第1章の検討委員会についての 後にするのかは、わかりませんが、頭の方になるべく提言を持ってきてしまった方がわかりやすいのではないでしょうか。この委員会としての提言は、公社を解散すると、公社を解散して持っている土地と負債を市へ移管する、そして、第三セクター等改革推進債を使って、10年、15年の中で返済すると、そういう提言のポイントを述べた上で、なぜ、その提言に至ったかということを第2章以降でそれぞれ説明していくというような構成のほうがいいような気がするのですがいかがでしょうか。

順番の問題かもしれませんが。そして、提言の中の最後に先ほど意見のあった個別資産の活用方法については、第5章のところで説明をするという流れで、提言のための2章以降があるという形は、いかがでしょうか。

- 委員 この報告書がどういったところへ回るかは、わかりませんが、結論は、早 い方がいいかと思います。そして、全部の文書を読めば、一番良いのです が、なかなか目を通すということが、今、時代も激しいし、いろいろな情 報が溢れているので、やっぱり、要点を先に書くことが正解かなと思いま す。それを見れば、議長の言っているとおり、箇条書きでもけっこうなの で、そういった形の中で説明をあまりしなくても要点だけを書いて、最後 の章で理由を説明するというふうにしたらどうかと思います。レジュメも 細かく書いてあっても用語を探しながら読み、項目も大見出し、中見出し、 小見出しとその中にちょっとした用語の説明が報告書にあると、そうする と抜き読みというか、要点だけを見て、結論を導き、最後の章はきちんと 読むというような読み方の方が現代に合っていると思います。そして、文 章を読んでいると読み違えるということもあるので、読み方を間違えさせ ないということも必要となり、結論をはっきりとした言葉で伝えた方がい いかと思いますし、だれが聴いても、この結論だとわかるように示した方 がいいかと思います。
- 議長 今後の第5回目以降の予定なのですが、9月に報告書の完成度が60%~

70%ぐらいになるように事務局にまとめて頂いて、それを5回目の委員会で検討して、肉付け、あるいは過不足等の確認をして、最後は、6回目を開催した方がいいのか、それとも6回目をやらずに、私の専権の中でまとめてしまう、そんなイメージでしょうか。

事務局 私どもが考えているのは、お手元にお示しした報告書の骨子につきまして、今日、形がご承認頂ければ、それに今までの議論して頂きました内容を組み入れます。これを次回の時に1章ずつ確認をさせて頂きまして、そこで修正をしていくことが基本で、その場で修正できない場合には、委員長、副委員長に預けて頂くというやり方もあろうかと思います。もし、それがレベル的にどうしても議論をするということであれば、第6回を開催するということで、一応、次回には、委員の皆さんにご検討して頂けるような報告書をお示ししたいと考えております。

議長 5回目以降の進め方についても含めてなのですが、何か質問・意見はありますでしょうか。

委員 この報告書の骨子というのは、他の市の報告書とかを参考にしたりしているのですか。

事務局 はい。そうです。

委員 総務省に提出するのは、このような形で記載されているのですか。

事務局 総務省に提出すると言いますか、報告書の公表はしますが、委員会からの報告書を基に市では解散プランを作成することになります。他自治体で設置された経営検討委員会などから市に対して提出された書類を見ても、報告書あるいは提言書というものなど形もいろいろで、30ページもあるものもあれば、数枚というところもあります。今のところ、仰々しく何ページもということは考えておりません。

議長 ボリューム的には、何ページぐらいを考えているのですか。

事務局 5~6ページぐらいを考えております。

議長 今までの資料などから見て30ページ程度のものになると思っていました。 そうであれば、提言を前面に持ってこなくてもいいかもしれません。結論 の見せ方は、第5回の委員会で検討するということでも良いですね。ただ、 盛り込まなくてはいけないこととして、各委員から出された保有資産の利 用方法について、資料1の内容を別枠を設けて記載して頂くということだ けですかね。これを踏まえて、今日、提示された骨子のたたき台に沿って、 報告書を作成して、次回までにご提示いただき、その上で検討させて頂き ましょう。次の委員会で構成についても検討しましょう。

事務局 次回の資料については、先に確認して頂いた方が良いかと思いますので、 予め送付させて頂きたいと思っております。

議長 少し贅沢を言わせてもらうと、イメージとして70%程度の完成度のもの を作ってもらい、それを1週間ぐらい前に頂いて、委員が少し細かい部分

まで確認して、意見を頂けるようにしたいと思います。

事務局 次回は、報告書(案)という形でお示しし、それの修正等をしていただく というイメージでよろしいですね。

議長 こういうフレーズを入れた方がいいのではないかとか、文章と文章のつながりについてなど、細かい部分まで検討したいので、1週間ぐらい前に頂きたいということでよろしいですか。

事務局 わかりました。

議長 他に何か質問・意見はありますでしょうか。 (委員から特に質問・意見なし)

(6) その他

議長 次回のスケジュールはいかがいたしましょうか。

事務局 9月議会定例会の会期が9月27日までに決まりましたので、できました ら28日以降ということで、決めていただければと思います。

議長 10月の第1週ということになりますかね。

10月2日または3日でいかがでしょう。

(特に都合が悪いといった意見なし。)

では、次回は、10月2日(火)の15時からということでいかがでしょうか。

(委員からの意見 特になし)

では、その日程と致します。

(再度調整した結果、10月3日(水)の15時からとなった。)

事務局 本日欠席されている委員については、事務局から連絡をします。

議長 もし、委員の都合が悪いということであれば、調整したいと思いますので、 連絡をお願いします。

事務局 わかりました。

議長 報告書(案) については、1週間前ぐらいまでに頂けるようにお願いします。

事務局 わかりました。

議長 以上で本日の議事について、終了いたします。

- 4 その他 (特になし)
- 5 閉会